

消費者ネット広島御中

西本ハウス第4回期日報告書

2019年8月9日

弁護士 吉田修一郎

1 事件の表示

事件番号 広島地方裁判所平成31年(ワ)第107号

事件名 不当契約条項使用差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者ネット

被告 株式会社西本ハウス

2 裁判期日(第4回)

令和元年8月6日午前11時30分から 広島地裁274号法廷

3 期日報告

(1) 出頭者(電話会議)

原告 木村弁護士、風呂橋弁護士、工藤弁護士、今岡弁護士、吉田

被告 山崎健介弁護士

(2) 審理

ア 被告が公正技術者協会や紛争解決手続に関する準備書面1・乙1を提出(陳述等は次回)。以下、被告側による口頭の説明

- ・ 瑕疵該当性の紛争解決手続は、①仲裁委員の選任、②委員による現地視察、③当事者への解決案提示という流れで行われる。
- ・ 委員候補者は11名おり、事案ごとに選任される。11名の中に弁護士はいない。
- ・ (裁判所からの費用はどちらが負担するかという質問に)どちらが負担するかは把握していない。

イ 裁判所と各当事者で個別に意見交換

- ・ 原告としては、公正技術者協会は公正中立でないと考えている。消費者が業者に対して瑕疵を訴えると弁護士から内容証明郵便が届き、「契約に書いてある仲裁手続をとることにした」と一方的に言われ、委員を名乗る者が簡単に問題箇所を調べて瑕疵なしと判断する事例もあると聞いている。

上記状況を是正するために、条項を削除するか残すとしても業者側のみを拘束する片面的効力の条項とするべきである。

- ・ 裁判所から原告に対し、①拘束的条項を削る(『当事者は調査を申し出ることができる』に留める)、②片面的効力とする、③調査の申し出ができるとした上で、双方が調査に応分の協力をするという条項にするかの3つの和解案を考えているという話が出る(裁判官は③想定)。

- ・ 原告としては、③だと調査協力義務が消費者に生じるところ、瑕疵該当性を巡って感情的になっている消費者の家に上がる際、トラブルが発生する可能性があるため、①の方が良いと裁判官に提案。裁判官も同意。
- ・ 裁判官から被告に①の案を伝えたところ、被告も前向きに検討したいとのこと（拘束的条項の維持よりも早期解決を重視していると思われる。）
- ・ 次回以降の進行については、次回期日までに原告側理事会等の内部手続を経た上で、次々回期日において和解を成立させる見込み。

(3) 次回までの準備事項

原告は上記①和解案了承のための内部手続を進める。

（検討委員会 8月22日、理事会 8月26日等）

被告は上記①の和解案の受諾について検討し、8月22日午後4時までに和解案受諾又は修正案の連絡をする。

4 次回及び次々回期日

(1) 次回

令和元年9月4日午後4時30分から

法廷 274号（電話会議）

(2) 次々回

令和元年9月30日午後1時30分から

法廷 274号（被告出頭は未定）

以 上